

センター拠出金についての合意

- ① センター拠出金の徴収は平成 14 年 5 月 31 日で修了する。すなわち、「休日診療センター設立拠出金取扱規程」は以下の合意をもって平成 14 年 5 月 31 日をもって廃止する。
- ② 平成 14 年 6 月 1 日以降の入会者は、拠出金充当分を一般会計として 150 万円を支払うものとする。
- ③ 平成 14 年 5 月 31 日までの入会者の内、平成 9 年 3 月 31 日までの入会の会員は全額支払済みである。平成 9 年 4 月 1 日以降の 6 名の会員は全て分割払いの途中にある。
 - (A) 上記 6 名の内、既に 280 万円を超えて支払済みのもの 4 名には、オーバー分を返金する。
 - (B) 上記 6 名の内、いまだ 280 万円に達していないもの 2 名には 200 万円までの支払いを続けるものとする。
- ④ 平成 14 年 5 月 31 日までの入会者の内、上記 6 名以外、すなわち平成 9 年 3 月 31 日までの入会者は全て総額 380 万円の支払いを修了しているので、100 万円の返金をする。返金の時期については別途検討する。また、月々支払い中の 2.5 万円については、平成 14 年 5 月までの徴収として、6 月分を支払済みの方には返金する。
- ⑤ 平成 14 年 5 月 31 日までに入会の③の 6 名とその他の会員④は、県医師会建設債 3000 万を拠出しているので、権利保持者と規定しその名簿を公開し医師会事務局にて管理する。本金の償還日（平成 18 年から一部開始）に達した時点で等分に返金する。但しこれまでの間、退会の会員については 3000 万／権利者数（61）を退会時に返金する。
- ⑥ ④の返金財源としての原資不足分を一般会計から補填するものとする。
- ⑦ 医師会一般会計は収支バランスにまったく余裕がない現状を考え、A 会員会費 22 万円／年を 30 万円／年に変更する。B 会員会費は 15 万円／年に据え置く。

決定：平成 14 年 6 月 21 日定期総会承認